



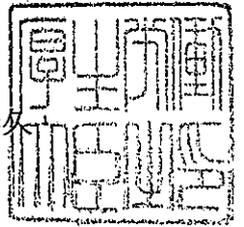
厚生労働省発職 0328 第 1 号

平成 29 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇六 (略)

七 両立支援等助成金制度の改正

(一) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を事業所内保育施設コース助成金と、出生時両立支援助成金を出生時両立支援助コース助成金と、介護離職防止支援助成金を介護離職防止支援助コース助成金と、中小企業両立支援助成金を育児休業等支援助コース助成金と、女性活躍加速化助成金を女性活躍加速化コース助成金とすること。

(二) 育児休業等支援助コース助成金の改正

イ 育児休業後に原職等に復帰させた有期契約労働者を無期契約労働者へ転換させた場合の加算を廃止するものとする。

ロ 育児休業等支援助コース助成金の支給を受け、かつ、被保険者が育児休業をした期間について、当該

被保険者の業務を当該事業所に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じた中小企業事業主に対し、十九万円（生産性要件に該当する場合は二十四万円）を加算して支給するものとする。

(三) 再雇用者評価処遇コース助成金の創設

再雇用者評価処遇コース助成金は、イに該当する事業主に対し、ロに定める額を支給するものとする。

イ その雇用していた被保険者であつて、妊娠、出産、育児又は介護を理由として離職したものについて、労働協約又は就業規則の定めるところにより、再び雇い入れる措置を実施する事業所の事業主であつて、当該被保険者であつた者を無期契約労働者として雇い入れ、六箇月以上継続して雇用したもの

ロ 次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) イに該当する被保険者が初めて生じた事業主 十四万二千五百円（生産性要件に該当する場合は十八万円）（中小企業事業主にあつては、十九万円（生産性要件に該当する場合は二十四万円

)

(2) イに該当する被保険者が生じた事業主であつて、ロ(1)に該当しないもの 九万五千元(生産性要件に該当する場合は十二万円) (中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円(生産性要件に該当する場合は十八万円)) (四人までの支給に限る。)

ハ 再雇用者評価処遇コース助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者を期間の定めのない労働契約を締結後一年以上継続して雇用した事業主に対し、(1)又は(2)に掲げる被保険者の区分に応じて当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) ロ(一)の支給に係る被保険者 十四万二千五百円(生産性要件に該当する場合は十八万円) (中小企業事業主にあつては、十九万円(生産性要件に該当する場合は二十四万円))

(2) ロ(二)の支給に係る被保険者 九万五千元(生産性要件に該当する場合は十二万円) (中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円(生産性要件に該当する場合は十八万円)) (四人までの支給に限る。)

(四) 女性活躍加速化コース助成金の改正

イ 女性活躍加速化コース助成金のうち、中小企業事業主以外の事業主に係る助成の要件について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条に基づく認定を受けることとする要件を廃止し、管理職に占める女性労働者の割合に係る要件を女性の活躍に関する状況が優良なものとして雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当するものとする。

ロ 女性活躍加速化コース助成金の支給を受け、かつ、管理職に占める女性労働者の割合が女性の活躍に関する状況が優良なものとして雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当する中小企業事業主に対し、十九万円（生産性要件に該当する場合は二十四万円）を加算して支給するものとする。

(五) (二)から(四)までのほか、出生時両立支援コース助成金及び介護離職防止支援コース助成金について、生産性要件を設定するものとする。

八〇十七 (略)

第二・第三 (略)

第四 その他

- 一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、第二については、平成二十九年五月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。